

日本LCA学会運営規程

(会員)

- 第1条 会則第4条2項の会員の入会にあたっての事務は、総務委員会が処理する。
2. 会員は、会費として毎年度次の金額を納めなければならない。

正会員	10,000円
学生会員	3,000円
賛助会員 一口につき	100,000円
 3. 正会員は、入会時に入会金を納めなければならない。入会金は5,000円とする。
 4. 学生会員は、入会金は不要とする。但し、正会員への移動時に入会金を納めなければならない。
 5. 既納の入会金、会費は返還しない。

(総会)

- 第2条 総会は正会員の3分の1以上の出席がないと開会することが出来ない。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、書面をもって表決することが出来る。また、他の会員を代理人として表決を委任することが出来る。
 3. 前項の規定により表決した会員は総会に出席したものと見なす。
 4. 総会の議長は会議に出席した会員の互選により定める。
 5. 総会の議事には議事録を作成し、議事録には議長および会議で選任された議事録署名人2人が署名、押印する。

(理事会)

- 第3条 理事会は理事の2分の1以上の出席がないと開会することが出来ない。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、書面をもって表決することが出来る。また、他の理事を代理人として表決を委任することが出来る。
 3. 前項の規定により表決した理事は理事会に出席したものと見なす。
 4. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
 5. 理事会の議事には議事録を作成し、議事録には議長および会議で選任された議事録署名人2人が署名、押印する。

(各種委員会)

- 第4条 各種委員会の運営に必要な規程は、理事会が決定する。
2. 各種委員会の規程に定め無き事項は、委員会が規則として決定し、理事会に報告する。
 3. 委員会は学会誌編集委員会、企画委員会、総務委員会、表彰者選考委員会、試験委員会、国際委員会、研究発表会実行委員会、エコバランス国際会議実行委員会とする。
 4. 委員会委員の任期は原則として2年間とし、再任を妨げない。

(研究会等)

- 第5条 研究会の設置、廃止は理事会が決定する。
2. 研究会の活動に必要な事項は総務委員会が提案し、理事会の承認を得る。
 3. 研究会設置を希望する正会員は、研究会主査の名前で、研究会名、活動目的、活動期間、活動計画、主査・幹事を含む参加者名簿、収支予算書を作成し、所定の様式にて、理事会に当該研究会の設置を申請しなければならない。
 4. 研究会は、1年度末に必ず所定様式の活動報告書を理事会に提出しなければならない。
 5. 当該研究会の**主査および幹事**は本会の会員でなければならない。

(タスクチーム)

- 第6条 会長は必要に応じて、学会活動の推進及び社会貢献のために、タスクチームを設置することができる。
2. 本タスクチームは緊急かつ臨時に設置されるもので、その目的を果たした場合、会長はこれを廃止する。
 3. 会長はタスクチームの活動について、理事会に報告する。

(役員)

- 第7条 役員がその職を辞任するときは、理事会に辞任届願を提出し承認を得なければならない。

(解散)

- 第8条 学会が解散するときは、会員の2分の1以上の承諾を得なければならない。
2. 解散したときに残余財産は、理事会の決定による。

附則

1. 本運営規程は、2004年10月26日から施行する。
2. 2019年1月1日から始まる委員の任期は第4条4項にかかわらず、2019年1月1日から、2021年3月31日までとする。
3. 2005年6月22日 一部改定
4. 2008年2月28日 一部改定
5. 2011年3月2日 一部改定
6. 2011年6月13日 一部改定
7. 2011年12月21日 一部改定
8. 2012年3月7日 一部改定
9. 2013年7月4日 一部改定
10. 2014年7月24日 一部改定
11. 2015年12月21日 一部改定
12. 2016年9月23日 一部改定
13. 2017年7月5日 一部改定
14. 2017年12月14日 一部改定
15. 2018年3月7日 一部改定